

社会福祉法人白石町社会福祉協議会理事・監事・評議員選出規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白石町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の理事、監事、及び評議員の選出について必要な事項を定めるものとする。

(理事、監事、及び評議員の選出)

第2条 理事、監事、及び評議員の選出は次のとおりとする。

- (1) 定款第17条及び第18条に規定する理事及び監事は、表1に掲げる区分により選出する。
- (2) 定款第6条及び第7条に規定する評議員は、表2に掲げる区分により選出する。

表1

	区 分		理事	監事
	性 格	組 織 名		
1	各種住民組織の代表 (住民代表的な性格のつよいもの)	駐在員会	6~8	2
		女性団体		
		議会議員		
2	福祉専門機関・団体の代表	民生委員児童委員		
		社会福祉施設代表		
		ボランティア団体		
		行政の首長		
3	学識経験者	学識経験者		

表2

	区 分		評議員
	性 格	組 織 名	
1	各種住民組織の代表 (住民代表的な性格のつよいもの)	駐在員会	10~12
		住民参加活動団体	
2	福祉専門機関・団体の代表	民生委員児童委員	
		ボランティア団体	
		福祉関係行政職員	
3	各種福祉団体の代表 (当事者団体的性格のつよいもの)	当事者団体・家族団体	
		老人クラブ	
4	関連分野団体	シルバー人材センター	
5	学識経験者	学識経験者	

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月29日から施行する。

附 則

平成25年1月1日から就任した理事、監事、評議員の任期は、この規程第3条の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。但し、理事・監事については、平成29年度の定時評議員会の終結後から施行する。